指定通所介護･第一号通所事業重要事項説明書

社会福祉法人山県市社会福祉協議会

山県市社協デイサービスセンターやすらぎは介護保険の指定を受けています。
（岐阜県指定 第２１７０８００２１９号）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護、第一号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護、要支援」と認定された方、基本チェックリストで事業対象者と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 ……1
２．事業所の概要・……2
３．事業実施地域及び営業時間……2
４．職員の配置状況……2
５．当事業所が提供するサービスと利用料金……3
６．個人情報使用（契約書第 10 条参照 ……6
７．損害賠償について ……7
８．身体拘束について ……7
９．苦情の受付について（契約書第 20 条参照） ……8
10．事故発生時の対応 ……8
11．説明署名欄 ……9

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　山県市社会福祉協議会
（２）法人所在地　　岐阜県山県市東深瀬６９６番地１
（３）電話番号　　０５８１－２３－１２１１
（４）代表者氏名　　会長 宇野邦朗
（５）設立年月　　平成１５年４月１日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定通所介護事業所　平成１５年４月１日
　　指定　岐阜県第２１７０８００２１９号

（２）事業所の目的　　ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

（３）事業所の名称　　山県市社協デイサービスセンター　やすらぎ

（４）事業所の所在地　山県市岩佐１１７７番地１

（５）電話番号　　０５８１ － ５２ － ２８００

（６）事業所長（管理者）氏名　谷下　翔馬

（７）当事業所の運営方針　　ご契約者の事情や意向を考慮し、また、ご契約者との関わりを大切にしながら自立支援を行う。

（８）開設年月　　平成１５年４月１日

（９）利用定員　　３３人

(10) 事業所が行っている他の事業所

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

［第一号通所事業］　平成２８年４月１日指定

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　山県市全区域、関市の一部（関市武芸川町谷口・宇多院・小知野・八幡・高野・跡部地区)、岐阜市の一部（岐阜市太郎丸・三輪地区）

（２）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 （日曜日及び年末３１日年始３日までの４日間を除く）
受付時間	月曜日～日曜日　　午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供時間	月曜日～日曜日　　午前９時１０分～午後４時２０分

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	職員数
1.　事業所長（多職種と兼務）	１名
2.　生活相談員（他職種と兼務）	３名以上
3.　介護職員(他職種と兼務)	３名以上
4.　看護職員（他職種と兼務）	１名以上

5.　機能訓練指導員（専任、看護師と兼務）	１名以上

※　職員の配置は、第一号通所事業・山県市基準該当障害福祉サービス事業の職員と兼務となります。

※　〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．介護職員	勤務時間　午前８時３０分～午後５時３０分
２．看護職員	勤務時間　午前８時３０分～午後５時００分

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割～７割）が介護保険から給付されます。

当事業所では　下記のサービスを利用された場合は、いずれも１割～３割負担が加算されます。

（２割負担の方は下記金額の２倍の金額、３割負担の方は下記金額の３倍の金額）

①入浴介助加算

※一般浴槽、特別浴槽にて職員の介助等により入浴することができます。４０円／回（要介護）

※入浴は、利用者様やご家族様がご希望されても、体温・血圧等の値が規定値以外の場合はお断りすることもあります。（入浴中止→体温３７度以上、収縮期血圧１６０㎜ hg 以上及び９０㎜ hg 以下、拡張期血圧１００㎜ hg 以上）ただし、平常の体温、血圧が高い方、低い方は主治医の先生に指示書をいただいてご相談下さい。（要介護、第一号通所事業共通）

（２）当事業所の体制による加算

当事業所では、介護福祉士の資格を有する職員が介護職員全体の７０％以上を満たしておりますので、下記の金額が加算されます。

①サービス提供体制加算Ⅰ　　２２円／回（要介護）

サービス提供体制加算Ⅰ　　８８円／月（要支援１・事業対象者）１７６円／月（要支援２）

②個別機能訓練加算（Ⅰ）イ　（要介護）　５６円／回

（Ⅰ）ロ　（要介護）　７６円／回

（Ⅱ）　（　〃　）　２０円／月

③科学的介護推進体制加算　４０円／月

④若年性認知症加算　６０円／回（対象者のみ）

⑤介護職員等処遇改善加算Ⅱ　国の基準による加算率

<サービスの概要>

☆　共通サービス

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

・食事の準備、介助を行います。

・当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
・食事時間　　正午　～　午後１２時３０分

②服薬支援
・服薬が必要な方には、処方箋の内容を厳守し処方箋に基づき服薬支援を行います。
※ 服薬の必要な方は必ず医師から出されている処方箋を提出して下さい。なお、デイ利用中に薬が変わった場合や服薬の増減があった場合も必ず処方箋を提出して下さい。
※ 処方箋のない場合は、服薬支援ができない場合もありますのでご了承下さい。

③排泄介助
・ご契約者の排泄の介助を行います。

④アクティビティ等
・口腔清潔、嚥下機能の向上を図るためのサービス、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防ぐために運動機能を含んだレクリエーション、認知症防止の学習療法などを行います。

⑤送迎サービス
ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
・通常の事業実施地域内無料
・通常の事業実施地域を超えた地点から事業所まで片道５ｋｍ以上、８５０円＋ガソリン代相当（１ｋｍ１２円）

※お迎えの際、体温が３７．０度以上ある場合は、ご利用をお断りする場合もあります。

〈施設利用にあたっての遵守事項〉
１　利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
２　利用者は、事業所に危険物を持ち込運ではならない。
３　利用者は、他の利用者や職員に対してハラスメントを行ってはならない。
４　施設の敷地内で喫煙をしてはならない。
５　利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

＜サービス利用料金（1 回あたり）＞契約書第 6 条参照

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通サービス　（７時間以上８時間未満）※１割の場合（2 割または 3 割の方はこれに乗じた金額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る自己負担額(1 回)	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
	要支援 1 事業対象者	要支援 2			
サービス利用に係る自己負担額（月額）	1,798 円	3,621 円			
サービス利用に係る自己負担額（回数）	436 円 日割 59 円	447 円 日割 119 円			

☆基本は月額報酬ですが、「月途中から新規利用する場合」や「入院・入所・転入・転居・死亡等で予定通りの利用が見込まれない場合」は、回数で算定します。（要支援、事業対象者）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事代に係る費用は別途いただきます。（下記（３）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります〈サービスの概要と利用料金〉

①食事代

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1 食あたり６００円(おやつ・コーヒー・お茶を含む)

②レクリエーション、行事等

ご契約者の希望によりレクリエーションや作品作り、行事に参加していただくことができます。

※利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき　　１０円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代等　　実費又は現物を返還ください。

紙おむつ　８０円　　紙パンツ５０円　　尿パット　小２０円　大４０円

その他　　実費

⑤洗濯サービス

独居または夫婦のみの方で洗濯が困難な状況にある場合は、デイサービスにて入浴前まで着用さ

れた衣服の洗濯・乾燥サービスを行います。
１日につき１００円
⑥時間外滞在サービス
８時から９時００分まで　　（３０分ごとに５００円）
１６時３０分以降１７時３０分まで　（３０分ごとに５００円）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合､相当な額に変更することがあります。
この場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）
前記（１）（２）（３）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求します。
翌月２７日に金融機関の口座より自動引き落としさせていただきます。尚、自動引き落としのご都合の悪い方は、現金の取り扱いもさせて頂きます。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（５）利用日の中止、変更、追加（契約書第７条参照）
○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	５００円

※第一号通所事業の契約者はキャンセル料金を徴収しません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（６）事業者は、災害発生時、感染症の拡大・停電などサービスの提供に支障を来す場合、本人・ご家族の希望において、法人内の別の通所介護事業所ほほえみ、ふれあいを一時的に利用できるものとする。ただし、受け入れ先の定員により可能な範囲とする。

６．個人情報使用(契約書第 10 条参照)

（１）事業者は、サービス担当者会議等において、個人情報の提供は必要最小限度とし、関係者以外の者へは漏らしません。

（２）個人情報の取り扱いについて
利用者様からお預かりした個人情報（住所、氏名、電話番号、生年月日等、特定の個人を識別できる情報）は、プライバシーポリシーに基づき、厳密に管理・運用いたします。

個人情報に関するご質問、お問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。
＜個人情報に関する窓口＞
電 話 番 号：０５８１－ ２３－１２１１
ファックス：０５８１－ ２３－１２３５
ｅ－ ｍａｉｌ：ref@y－shakyo.or.jp
社会福祉法人山県市社会福祉協議会

７．損害賠償責任について

１　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について当事業所が加入する保険の範囲内において賠償する責任を負います。契約書第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

２　事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

＜損害賠償がなされない場合＞

事業者は、自己の責に帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

１　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

２　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

３　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

４　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

＜事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能＞

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

８．身体拘束について（契約書第 20 条）

当事業所はサービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

当事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

下記の事由の場合はやむを得ず身体拘束を行うことがあります。

(1) 切迫性がある場合

ご契約者本人又は、他の利用者等の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い状態

(2) 代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない場合

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

９．苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

デイサービスセンター やすらぎ	所在地　　山県市岩佐１１７７番地１ 電話番号　０５８１－５２－２８００ ＦＡＸ　　０５８１－５２－２９３７ 担当者　［職氏名］責任者　　谷下　翔馬 受付時間　平日　午前８時３０分～午後５時３０分
山県市社会福祉協議会 事務局	所在地　　山県市東深瀬６９６番地１ 電話番号　０５８１－２３－１２１１ ＦＡＸ　　０５８１－２３－１２３５ 担当者　［職氏名］事務局長　市原　修二 受付時間　平日　午前８時３０分～午後５時３０分
山県市役所・健康介護課 介護保険担当係	所在地　山県市高木１０００番地１ 電話番号　０５８１－２２－６８３８ ＦＡＸ　　０５８１－２２－６８４１ 受付時間　平日　午前８時３０分～午後５時１５分
関市役所・高齢福祉課	所在地　関市若草通り３丁目１番地 電話番号　０５７５－２３－８９９３ ＦＡＸ　　０５７５－２３－７７４８ 受付時間　平日　午前８時３０分～午後５時１５分
岐阜県国民健康保険団体 連合会	所在地　　岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号　０５８－２７５－９８２６(介護保険課) ＦＡＸ　　０５８－２７３－９３０１ 受付時間　平日　午前９時～午後５時
岐阜市福祉部介護保険課	所在地　　岐阜市司町４０番地 電話番号　０５８－２１４－２０９３ ＦＡＸ　　０５８－２６７－６０１５ 受付時間　平日　午前８時４５分～午後５時３０分

10. 事故発生時の対応

（１）当事業所は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに

ご契約者の家族、居宅介護支援事業者、関係者及び関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（2）当事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

（3）当事業所は、ご契約者に対するサービス提供により発生した事故等によりご契約者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、社会福祉協議会が加入している損害保険の範囲内においてその損害を賠償します。ただし、当事業所の故意または、過失によらない場合は、この限りではありません。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護、第一号通所事業の提供の開始に際し、前項の本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

山県市社協デイサービスセンター　やすらぎ

説明者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護・第一号通所事業の提供開始に同意しました。

契約者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者）

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

代筆者住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（利用者との関係　　）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。